

千葉市外郭団体指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が外郭団体に対して行う指導に関し必要な事項を定めることにより、外郭団体の円滑な運営を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「外郭団体」とは、別表に掲げる法人をいう。

(指導体制)

第3条 外郭団体を所管する局の長、消防局長及び教育長（以下「所管局長等」という。）は、所管する外郭団体の事務事業の執行状況及び経営状況を的確に把握するとともに、外郭団体の特性に配慮し、効率的かつ自主自立した運営が確保されるよう、必要に応じた指導を行う。

2 総務局長は、外郭団体に対する指導に関し、統一的な処理を行うべき事項について、総合的な調整を行う。

(協議事項)

第4条 所管局長等は、外郭団体が次に掲げる事項を行おうとするときは、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

- (1) 解散、統合又は業務の承継
- (2) 定款の変更
- (3) 基本金若しくは資本金の額又は本市の出資比率等の変更
- (4) 千葉市職員又は千葉市退職者の役員への採用
- (5) 千葉市職員の派遣
- (6) 職員の採用（別に指定する職に限る。）
- (7) その他特に重要な事項

2 総務局長は、前項の協議を受けたときは、関係局長等の意見を調整し、所管局長等に対し意見を述べるなどの必要な措置を行う。

(報告事項)

第5条 所管局長等は、所管する外郭団体が次に掲げる事項を行ったときは、総務局長に報告するものとする。

- (1) 規程の制定又は改廃
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 組織の改正又は定数の変更
- (4) 経営改善計画の策定又は変更
- (5) 予算及び事業計画
- (6) 決算及び事業報告

(経営状況の評価)

第6条 所管局長等は、所管する外郭団体の経営状況について、毎年定期的に評価を行い、これを総務局長に報告するものとする。

2 総務局長は、前項による評価の結果をとりまとめ、公表するものとする。

(経営状況の調査)

第7条 総務局長は、統一的な処理を行う必要があると認める場合、所管局長等に対して、外郭団体の調査を行うよう求めることができる。

2 所管局長等は、前項の調査を実施したときは、総務局長に対しその結果を報告するものとする。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月20日から施行する。

別表

	名 称	所管局
1	公益財団法人 千葉市国際交流協会	総務局
2	公益財団法人 千葉市文化振興財団	市民局
3	公益財団法人 千葉市スポーツ協会	市民局
4	公益財団法人 千葉市保健医療事業団	保健福祉局
5	公益財団法人 千葉市産業振興財団	経済農政局
6	公益財団法人 千葉市防災普及公社	消防局
7	公益財団法人 千葉市教育振興財団	教育委員会
8	公益社団法人 千葉市シルバー人材センター	保健福祉局
9	公益社団法人 千葉市観光協会	経済農政局
10	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会	保健福祉局
11	千葉市住宅供給公社	都市局
12	株式会社 千葉ショッピングセンター	経済農政局
13	株式会社 千葉経済開発公社	経済農政局
14	千葉都市モノレール株式会社	都市局
15	株式会社 千葉マリスタジアム	都市局